【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号

【提出日】 2025年10月15日

【中間会計期間】 第30期中(自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)

【会社名】 株式会社 D D グループ

【英訳名】 DD GROUP Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 松村 厚久

【本店の所在の場所】 東京都港区芝四丁目1番23号 三田NNビル18階

【電話番号】 03-6858-6080(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役 グループ経営管理本部長 斉藤 征晃

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝四丁目 1番23号 三田 N N ビル18階

【電話番号】 03-6858-6080(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役 グループ経営管理本部長 斉藤 征晃

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		中	第29期 問連結会計期間	中	第30期 間連結会計期間		第29期
会計期間		自	2024年3月1日	自	2025年3月1日	自	2024年3月1日
四月		至	2024年 8 月31日	至	2025年 8 月31日	至	2025年 2 月28日
売上高	(百万円)		19,202		20,000		38,578
経常利益	(百万円)		1,802		1,798		3,581
親会社株主に帰属する中間 (当期)純利益	(百万円)		1,204		1,123		2,397
中間包括利益又は包括利益	(百万円)		1,250		1,161		2,313
純資産額	(百万円)		10,803		9,825		8,744
総資産額	(百万円)		33,540		32,178		31,307
1株当たり中間(当期)純利益	(円)		60.93		59.81		127.96
潜在株式調整後 1 株当たり 中間(当期)純利益	(円)		-		-		-
自己資本比率	(%)		30.2		28.5		25.8
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)		1,821		2,199		3,551
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)		748		544		803
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)		2,450		1,319		5,669
現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高	(百万円)		9,222		8,013		7,679

⁽注) 1 . 当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載して おりません。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループにおいて営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

^{2.}潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、第29期中間連結会計期間及び第29期は希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、また、第30期中間連結会計期間は潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(単位:百万円、%)

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて、重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

中間連結会計期間の全社業績				(単位:百万円、%)
	前中間期	当中間期	増減額	増減率
売上高	19,202	20,000	798	4.2
営業利益	1,787	1,861	74	4.2
経常利益	1,802	1,798	4	0.2
親会社株主に帰属する中間 純利益	1,204	1,123	80	6.7
営業利益率	9.3	9.3		0.0

中間連結会計期間の全社業績

当中間連結会計期間(2025年3月1日~2025年8月31日)におけるわが国経済は、社会・経済活動の正常化が進 み、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復が見られました。一方、ウクライナ危機による世界的な資源価格 の高騰や日米金利格差拡大を背景とした歴史的な円安の進行、これに伴う原材料やエネルギー価格の値上げ圧力に さらされるなど、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

このような環境の中、当社グループは、2026年2月期を最終年度として2023年4月に公表しておりました「新連 結中期経営計画(2024年2月期~2026年2月期)」(以下、新連結中期経営計画という。)の計数目標を、「連結 売上高400億円」「連結営業利益40億円」「ROE20%以上」と2024年4月に補正いたしました。

経営理念である「お客様歓喜」のもと、新連結中期経営計画の重点施策である「グループ経営力の強化」「LTV (ライフタイムバリュー)の最大化」の実現のため、2024年4月にグーグル・クラウド・ジャパン合同会社と 「Joint Business Plan (ジョイントビジネスプラン)」を公表し、グループのDX化ビジョンの達成に向けた推進 体制の強化を図ってまいりました。

また、圧倒的なカッコよさという価値観で、すべてのステークホルダーに対して「熱狂的な歓喜」を呼び起こす ための事業ポートフォリオを構築すべく、お客様の期待を上回る商品やサービスの付加価値を提案することで、お 客様一人一人の満足度を向上させていくとともに、消費需要やライフスタイルなどの外部環境の変化に対応するた めの、複数の成長軸をもった持続的成長の実現と企業価値の向上を図ってまいります。

以上の結果、当社グループの当中間連結会計期間の経営成績は、売上高20,000百万円(前年同期比4.2%増)、営 業利益1,861百万円(前年同期比4.2%増)、経常利益1,798百万円(前年同期比0.2%減)、親会社株主に帰属する 中間純利益は1,123百万円(前年同期比6.7%減)となりました。

中間連結会計期間のセグメント業績

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

『飲食・アミューズメント事業』

	·			
	前中間期	当中間期	増減額	増減率
売上高	18,087	18,880	793	4.4
セグメント利益	2,436	2,468	32	1.3
セグメント利益率	13.5	13.1		0.4

当中間連結会計期間における飲食・アミューズメント事業は、経済活動の正常化による人流の回復等により堅調 な需要が続いております。しかしながら、天候不順や資源価格の高騰と円安による食材価格やエネルギー価格の上

昇、人件費の高騰の影響を受けており、依然として予断を許さない状況が続いております。

このような状況を踏まえ、飲食・アミューズメント事業においては、原価高騰対策や継続的なコスト削減等の各種施策により収益の確保に努めるとともに、不採算店舗の解消や業態変更等を行いました。

また、これまでのノウハウの蓄積により、株式会社ダイヤモンドダイニングにおいては、株式会社パルコが運営する池袋PARCO(渋谷PARCOより移転)及び広島PARCO内に期間限定でオープンする「ちいかわラーメン 豚」の運営を受託いたしました。また、広島県広島市中区で運営しております店舗「44(キャラントキャトル)」にて、「ちいかわレストランドリンクスタンド ヒロシマ出張所」を期間限定で開催いたしました。株式会社エスエルディーにおいては、アニメやキャラクターのコラボレーションカフェを継続的に実施いたしました。

ビリヤード・ダーツ・カラオケ業態の各店舗においては、企業対抗戦等の大会実施やB.LEAGUEのパブリック ビューイングの実施、インターネットカフェ業態においては、ビリヤードやダーツ・カラオケ個室の新設や増設 等、顧客満足度の向上に努めました。

主な出店状況については、大阪府大阪市北区のうめきたグリーンプレイス内に「THE PUBLIC PLUM UMEDA」、東京都中央区京橋に「焼鳥IPPON Tokyo」、東京都墨田区押上に「空色」を新規出店いたしました。また、京都駅西部エリアにおける"鉄道高架空間の活用によるエリア活性化"のための連携協定締結を契機とした廃線高架上常設店舗「FUTURE TRAIN KYOTO DINER&CAFE」をプレオープンいたしました。

以上の結果、当中間連結会計期間における売上高は18,880百万円(前年同期比4.4%増)、セグメント利益は2,468百万円(前年同期比1.3%増)となりました。

また、当中間連結会計期間の店舗展開状況につきましては以下のとおりであります。

『飲食・アミューズメント事業の直営店舗出退店等の状況(2025年8月31日現在)』

	既存店	新店	退店	合計	業態変更
飲食事業	263	4	2	265	2
アミューズメント事業	47	0	2	45	0
合計	310	4	4	310	2

『ホテル・不動産事業』 (単位:百万円、%)

	前中間期	当中間期	増減額	増減率
売上高	1,115	1,120	5	0.5
セグメント利益	89	204	115	129.4
セグメント利益率	8.0	18.2		10.2

当中間連結会計期間におけるホテル・不動産事業は、国内旅行の需要も高まり、堅調に推移しております。しかしながら、地政学リスク等の外部環境の悪化やエネルギー資源・原材料価格の高騰等もあり、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような状況を踏まえ、国内旅行者の需要を最大限に取り込むため、ホテル運営では、宿泊以外の利用機会を 広げるマルシェイベントの開催やサウナ室のリニューアルを実施、8HOTELプランドにおいては朝食のリニューアル を行うなど、認知度や顧客満足度の向上に努めてまいりました。

さらに、2024年3月15日にリブランドオープンいたしました「3S HOTEL ATSUGI」が今期フル寄与となり、既存ホテルの売上高は堅調に推移いたしております。

コンテナ運営では、各種施策を継続的に実施したことに加え、引き続き市場全体の需要が高まっていることもあり、バイクコンテナ等が高い稼働率を保っていることから順調に推移しております。また、神奈川県以外にもルームマートコンテナをオープンさせております。

以上の結果、当中間連結会計期間における売上高は1,120百万円(前年同期比0.5%増)、セグメント利益は204百万円(前年同期比129.4%増)となりました。

(2) 財政状態及びキャッシュ・フローの状況

連結貸借対照表 要約

(単位:百万円、%)

	前連結会計年度	当中間期	増減額	増減率
総資産	31,307	32,178	870	2.8
純資産	8,744	9,825	1,080	12.4
自己資本比率	25.8	28.5		2.7

当中間連結会計期間末における総資産の残高は、前連結会計年度末に比べ870百万円増加し、32,178百万円となりました。主な要因といたしましては、売掛金、販売用不動産がそれぞれ313百万円、237百万円増加したこと等によるものであります。

負債につきましては、前連結会計年度末に比べ209百万円減少し、22,353百万円となりました。主な要因といたしましては、未払法人税等が661百万円増加したものの、長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)が1,229百万円減少したこと等によるものであります。

純資産は、前連結会計年度末に比べ1,080百万円増加し、9,825百万円となりました。主な要因といたしましては、利益剰余金が1,043百万円増加したこと等によるものであります。

キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における当社グループの現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末と比べ334百万円増加し、8,013百万円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間において営業活動の結果獲得した資金は2,199百万円(前年同期は1,821百万円の獲得)となりました。主な要因といたしましては、税金等調整前中間純利益、減価償却費がそれぞれ1,759百万円、431百万円あったこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間において投資活動の結果使用した資金は544百万円(前年同期は748百万円の使用)となりました。主な要因といたしましては、有形固定資産の取得による支出が552百万円あったこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間において財務活動の結果使用した資金は1,319百万円(前年同期は2,450百万円の使用)となりました。主な要因といたしましては、長期借入金の返済による支出が 1,229百万円あったこと等によるものであります。

(3) 重要な会計上の見積り及び見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

- (5) 経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等 当中間連結会計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありませ ん。
- (6) 研究開発活動

特記すべき事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当社が、2025年7月14日付「PCGVI-1株式会社による株式会社DDグループ(証券コード:3073)の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」において公表しておりました、PCGVI-1株式会社(以下「公開買付者」といいます。)による当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)に対する公開買付けに関して、公開買付者は、2025年7月14日付で本公開買付けの開始を決定したことを公表しました。

当社は、同日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をいたしました。なお、上記当社取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続きを経て、当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものであります。

本公開買付けは、2025年7月15日から2025年8月27日まで実施され、2025年8月28日付「PCGVI-1株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」において公表しているとおり、公開買付者より、本公開買付けの結果について、応募された当社株の総数が14,320,420株となり、買付予定数の下限(10,813,295株)以上となったことから、本公開買付けが成立し、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	31,285,000
A 種優先株式	50,000
計	31,335,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2025年8月31日)	提出日現在 発行数(株) (2025年10月15日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	18,455,019	18,455,019	東京証券取引所	単元株式数
自進休八	10,400,019	10,400,019	(プライム市場)	100株
A 種優先株式	20,000	0	非上場株式	単元株式数1株(注)2、
八作度儿小小	20,000	0	コトユンタ1小工(3
計	18,475,019	18,455,019	-	-

- (注) 1.普通株式は完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
 - 2. A種優先株式の全部を2025年9月3日付で取得し、同日をもって消却をしております。
 - 3 . A 種優先株式の内容は次のとおりであります。
 - (1) A 種優先株式に対する剰余金の配当

期末配当の基準日

当社は、各事業年度末の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下、「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下、「A種優先登録株式質権者」という。)に対して、金銭による剰余金の配当(期末配当)をすることができる。

期中配当

当社は、期末配当のほか、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当(期中配当)をすることができる。

優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者」という。)に先立ちA様につき、下記(1)

に定める額の配当金(以下「優先配当金」という。)を金銭にて支払う。ただし、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日であって当該剰余金の配当の基準日以前である日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したとき(以下、当該配当金を「期中優先配当金」という。)は、その額を控除した金額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。なお、優先配当金に、A種優先株主が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

優先配当金の額

優先配当金の額は、A種優先株式1株につき、以下の算式に基づき計算される額とする。ただし、除 算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算しその小数第3位を四捨五入する。

A種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、A種優先株式の1株当たりの払込金額及び前事業年度に係る期末配当後の未払A種優先配当金(下記(1) において定義される。)(もしあれば)の合計額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日)(同日を含む。)から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とする。

累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して行われた

半期報告書

1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日として計算した場合の優先配当金の額に達しないときは、その不足額(以下「未払Α種優先配当金」という。)は翌事業年度以降に累積する。

非参加条項

当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、上記(1) に定める優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、普通株主 又は普通登録株式質権者に先立って、A種優先株式1株当たり、下記(2) に定める金額を支払う。な お、(2) 定める金額に、A種優先株主が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端 数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

残余財産分配額

. 基本残余財産分配額

A種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、下記(4) に定める基本償還価額算式(ただし、基本償還価額算式における「償還請求日」は「残余財産分配日」(残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。)と読み替えて適用する。)によって計算される基本償還価額相当額(以下「基本残余財産分配額」という。)とする。

. 控除価額

上記(2) にかかわらず、残余財産分配日までの間に支払われた優先配当金(残余財産分配日までの間に支払われた期中優先配当金を含み、以下「解散前支払済優先配当金」という。)が存する場合には、A種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、下記(4) に定める控除価額算式(ただし、控除価額算式における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「残余財産分配日」「解散前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。)に従って計算される控除価額相当額を、上記(2) に定める基本残余財産分配額から控除した額とする。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を上記(2) に定める基本残余財産分配額から控除する。

非参加条項

A 種優先株主又はA 種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

(3)議決権

A 種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。

(4) 金銭を対価とする取得請求権(償還請求権)

償還請求権の内容

A種優先株主は、いつでも、当社に対して金銭を対価としてA種優先株式を取得することを請求(以下「償還請求」という。)することができる。この場合、当社は、A種優先株式1株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日(以下「償還請求日」という。)における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該A種優先株主に対して、下記(4). に定める金額(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。以下「償還価額」という。)の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は抽選又は償還請求が行われたA種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。また、償還価額に、A種優先株主が償還請求を行ったA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

償還価額

. 基本償還価額

A種優先株式 1 株当たりの償還価額は、以下の算式によって計算される額(以下「基本償還価額」という。)とする。

(基本償還価額算式)

基本償還価額 = 100,000 円 x (1 + 0.04) m+n/365

払込期日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「m 年とn 日」とする。

. 控除価額

上記(4) にかかわらず、償還請求日までの間に支払われた優先配当金

(償還請求日までの間に支払われた期中優先配当金を含み、以下「償還請求前支払済優先配当金」という。)が存する場合には、A種優先株式1株当たりの償還価額は、次の算式に従って計算される価額を上記(4) に定める基本償還価額から控除した額とする。なお、償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を上記(4) に定める基本償還価額から控除する。

(控除価額算式)

控除価額 = 償還請求前支払済優先配当金 x (1 + 0.04) x+y/365

償還請求前支払済優先配当金の支払日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「x 年と y 日」とする。

償還請求受付場所

株式会社DDグループ

東京都港区芝四丁目 1番 23号 三田NNビル 18階

償還請求の効力発生

償還請求の効力は、償還請求書が償還請求受付場所に到着した時に発生する。

(5)金銭を対価とする取得条項(強制償還)

強制償還の内容

当社は、いつでも、当社の取締役会が別に定める日(以下「強制償還日」という。)の到来をもって、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、当社がA種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該日における分配可能額を限度として、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、下記(5)に定める金額(以下「強制償還価額」という。)の金銭を交付することができる(以下、この規定によるA種優先株式の取得を「強制償還」という。)。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、取得するA種優先株式は、抽選、比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。また、強制償還価額に、当社が強制償還を行うA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

強制償還価額

. 基本強制償還価額

A種優先株式1株当たりの強制償還価額は、上記 (4) に定める基本償還価額算式(ただし、基本償還価額算式における「償還請求日」は「強制償還日」と読み替えて適用する。)によって計算される基本償還価額相当額(以下「基本強制償還価額」という。)とする。

. 控除価額

上記 (5) にかかわらず、強制償還日までの間に支払われた優先配当金(強制償還日までの間に支払われた期中優先配当金を含み、以下「強制償還前支払済優先配当金」という。)が存する場合には、A種優先株式1株当たりの強制償還価額は、上記 (4) に定める控除価額算式(ただし、控除価額算式における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「強制償還日」「強制償還前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。)に従って計算される控除価額相当額を、上記

(5) に定める基本強制償還価額から控除した額とする。なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を上記(5) に定める基本強制償還価額から控除する。

(6)譲渡制限

譲渡によるA種優先株式の取得については、取締役会の承認を要する。

(7)株式の併合又は分割

法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。A種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当を行わない。

(8)種類株主総会の決議

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはない。

(9)株式の種類ごとの異なる単元株式数の定め及びその理由

当社の普通株式の単元株式数は100株であるのに対し、A種優先株式は当社株主総会における議決権がないため、A種優先株式についての単元株式数は1株とする。

(10)議決権の有無及びその理由

当社は、A種優先株式と異なる種類の株式である普通株式を発行している。普通株式は、株主としての権利内容に定めのない株式であるが、A種優先株主は、上記(3)記載のとおり、株主総会において議決権を有しない。これは、A種優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を有する代わりに議決権がない内容としたものであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
		普通株式				
2025年3月1日~		18,455,019		40		22
2025年8月31日		A 種優先株式		40		32
		20,000				

(5) 【大株主の状況】

所有株数別

2025年 8 月31日現在

TH HIMEXIN			3年6月51日現在
氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所 有株式数の割合 (%)
松村厚久	東京都港区	4,998,403	27.56
株式会社松村屋	東京都港区芝4丁目1番23号	1,488,000	8.20
NOMURA INTERNATI ONAL PLC 910384 (常任代理人 野村證券株式会社)	1 ANGEL LANE, LONDON EC4R 3AB UNITED KINGD OM (東京都中央区日本橋1丁目13番1号)	1,386,900	7.65
UBS AG LONDON BR A C EQUITY HOUSE (常任代理人 シティバンク)	B A H N H O F S T R A S S E 4 5 , 8 0 0 1 Z U R I C H , S W I T Z E R L A N D (東京都新宿区新宿 6 丁目 2 7 番 3 0 号)	1,101,799	6.08
GOLDMAN SACHS INT ERNATIONAL (ゴールドマン・サックス証券株式 会社)	PLUMTREE COURT, 25 SH OELANE, LONDON EC4A 4 AU, UNITED KINGDOM (東京都港区虎ノ門2丁目6-1)	943,044	5.20
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7-3	840,713	4.64
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目5番1号	819,600	4.52
アサヒビール株式会社	 東京都墨田区吾妻橋1丁目23-1	690,000	3.80
森田成之	大阪府吹田市	317,700	1.75
MORGAN STANLEY & CO. LLC (モルガン・スタンレーMUFG証 券株式会社)	1585 BROADWAY NEWYOR K NEW YORK 10036 U.S. A. (東京都千代田区大手町1丁目9-7)	289,700	1.60
計		12,875,859	71.00

- (注) 1. 発行済株式の総数に対する所有株式数の割合は小数点第3位以下を四捨五入して記載しております。
 - 2. 2025年9月3日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、PCGVI-1株式会社が2025年9月3日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当中間会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
PCGVI-1株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	14,320,420	77.60

所有議決権数別

2025年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決 権に対する所 有議決権数の 割合(%)
松村厚久	東京都港区	49,984	27.60
株式会社松村屋	東京都港区芝4丁目1番23号	14,880	8.22
NOMURA INTERNAT IONAL PLC 91038 4 (常任代理人 野村證券株式会 社)	1 ANGEL LANE, LONDON EC4R 3AB UNITED KINGD OM (東京都中央区日本橋1丁目13番1号)	13,869	7.66
UBS AG LONDON BR AC EQUITY HOUSE (常任代理人 シティバンク	BAHNHOFSTRASSE 45,80 01 ZURICH, SWITZERLA ND (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	11,017	6.08
GOLDMAN SACHS I NTERNATIONAL (ゴールドマン・サックス証券 株式会社)	PLUMTREE COURT, 25 SH OELANE, LONDON EC4A 4 AU, UNITED KINGDOM (東京都港区虎ノ門2丁目6-1)	9,430	5.21
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7-3	8,407	4.64
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目5番1号	8,196	4.53
アサヒビール株式会社	東京都墨田区吾妻橋1丁目23-1	6,900	3.81
森田成之	大阪府吹田市	3,177	1.75
MORGAN STANLEY & CO. LLC (モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社)	1585 BROADWAY NEWYOR K NEW YORK 10036 U.S. A. (東京都千代田区大手町1丁目9-7)	2,897	1.60
計		128,757	71.09

⁽注) 総株主の議決権に対する所有議決権数の割合は小数点第3位以下を四捨五入して記載しております。

(6) 【議決権の状況】 【発行済株式】

2025年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 20,000		「1.株式等の状況(1)株式の総数 等 発行済株式」に記載のとおりで あります
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 338,800	-	権利内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 18,111,400	181,114	同上
単元未満株式	普通株式 4,819	-	-
発行済株式総数	18,475,019	-	-
総株主の議決権	-	181,114	-

【自己株式等】

2025年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社DDグループ	東京都港区芝 四丁目 1 番23号	338,800	-	338,800	1.83
計	-	338,800	-	338,800	1.83

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当中間会計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1.中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号) に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第 1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(2025年3月1日から2025年8月31日まで)に係る中間連結財務諸表について、太陽有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

資産の部 流動資産 「大多4名 (2025年 2 月28日) (2025年 8 月31日) 現金及び預金 (7,382 (7,548 (首託預金) 7) (1,054 (首託預金) 7,382 (7,548 (首託預金) 7,091 (1,091) 1,404 (有1分金) 275 (429 (429) 429 (429			(単位:百万円)
流動資産 現金及び預金			
現金及び預金 7,382 7,548 信託預金 97 101 売掛金 1,091 1,404 預け金 275 429 販売用不動産 766 1,003 商品 36 44 原材料及び貯蔵品 227 227 前払費用 593 552 未収入金 762 716 その他 77 69 流動資産合計 11,311 12,099 固定資産 2 14,813 15,029 減価債却累計額 8,353 8,332 減損損失累計額 2,477 2,605 建物(純額) 3,981 4,091 車両運搬具 18 18 減価債却累計額 17 17 車両運搬具 18 18 減価債却累計額 3,268 3,210 減損失累計額 368 394 工具、器具及び備品(純額) 378 496 土地 521 521 信託建物 3,667 3,667 減価債却累計額 583 643 信託建物 3,083 3,024 信託建物 3,083 3,024 信託建物 3,083 3,024 信託建物 1,948 1,948 リース資産 240 240 <			
信託預金 97 101 売掛金 1,091 1,404 預け金 275 429 販売用不動産 766 1,003 商品 36 44 原材料及び貯蔵品 227 227 前込費用 593 552 未収入金 762 716 その他 77 69 流動資産合計 11,311 12,099 固定資産 1 11,311 12,099 選権 8,353 8,332 減損損失累計額 2,477 2,605 建物(純額) 3,981 4,091 4,091 1 <td>流動資産</td> <td></td> <td></td>	流動資産		
売掛金 1,091 1,404 預け金 275 429 販売用不動産 766 1,003 商品 36 44 原材料及び貯蔵品 227 227 前払費用 593 552 未収入金 762 716 その他 77 69 流動資産合計 11,311 12,099 固定資産 7 69 海側屋登離 8,353 8,332 減損損失累計額 8,353 8,332 減損損失累計額 2,477 2,605 建物(純額) 3,981 4,091 車両連搬具 18 18 減価償却累計額 17 17 車両連搬具 18 18 減価償却累計額 1 1 工具、器具及び備品(純額) 3,268 3,210 減債費以緊債額 3,667 3,667 減価償却累計額 583 643 信託建物 3,667 3,667 減価償却累計額 583 643 信託建物 3,083 3,024 信託地 1,948 1,948 リース資産 <td< td=""><td>現金及び預金</td><td>7,382</td><td>7,548</td></td<>	現金及び預金	7,382	7,548
預け金 第5 429 販売用不動産 766 1,003 高品 36 44 原材料及び貯蔵品 227 227 前払費用 593 552 未収入金 762 716 77 69 31 1,311 12,099 固定資産 77 69 31 14,813 15,029 万万 69 万万 49 建設仮勘定 18 15 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18		97	101
販売用不動産 766 1,003 商品 36 44 原材料及び貯蔵品 227 227 前払費用 593 552 未収入金 762 716 その他 77 69 流動資産合計 11,311 12,099 固定資産 1 131 有形固定資産 8,553 8,383 減価償却累計額 2,477 2,605 建物(純額) 3,981 4,091 車両連機具 18 18 減価償却累計額 17 17 車両連機具(純額) 1 1 工具、器具及び備品 4,015 4,101 減価償却累計額 3,268 3,210 減損長、累計額 368 394 工具、器具及び備品(純額) 378 496 土地 521 521 信託建物(純額) 3,667 3,667 減価償却累計額 583 643 信託土地 1,948 1,948 リース資産 240 240 減価償却累計額 122 130 減損失果計額 60 60 減価償却累計額 122 130 減損失果計額 60 60 少一ス資産(純額) 57 49 建設(財助定 123 32		1,091	
商品 36 44 原材料及び貯蔵品 227 227 前払費用 593 552 74収入金 762 716 その他 77 69 流動資産合計 11,311 12,099 固定資産 7形固定資産 7月間 8,353 8,332 減損損失累計額 8,553 8,332 減損損失累計額 2,477 2,605 建物(純額) 3,981 4,091 申両運搬具 18 18 18 減価償却累計額 17 17 中両運搬具(純額) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
原材料及び貯蔵品 227 227 前払費用 593 552 未収入金 762 716 その他 77 69 流動資産合計 11,311 12,099 固定資産 有形固定資産 建物 14,813 15,029 減価償却累計額 8,353 8,332 減損損失累計額 2,477 2,605 建物(純額) 3,981 4,091 車両運搬具 18 18 減価償却累計額 17 17 車両運搬具(純額) 1 1 工具、器具及び備品 4,015 4,101 減価償却累計額 3,268 3,210 減損失果計額 368 394 工具、器具及び備品(純額) 378 496 土地 521 521 信託建物 3,667 3,667 減価償却累計額 583 643 信託土地 1,948 1,948 リース資産 240 240 減価償却累計額 122 130 減損失果計額 60 60 リース資産(純額) 57 49 建設仮勘定 57 49 建設仮勘定 123 32			
前払費用 593 552 未収入金 762 716 その他 77 69 流動資産合計 11,311 12,099 固定資産 有形固定資産 建物 14,813 15,029 減価償却累計額 8,353 8,332 減損損失累計額 2,477 2,605 建物(純額) 3,981 4,091 車両連搬具 18 18 減価償却累計額 17 17 車両連搬具(純額) 1 1 工具、器具及び備品 4,015 4,101 減債損失累計額 3,268 3,210 減損損失累計額 368 394 工具、器具及び備品(純額) 378 496 土地 521 521 信託建物 3,667 3,667 減価償却累計額 583 643 信託建物(純額) 3,083 3,024 信託土地 1,948 1,948 リース資産 240 240 減価償却累計額 122 130 減損損失累計額 60 60 リース資産(純額) 57 49 建設仮勘定 123 32			
未収入金 762 716 その他 77 69 流動資産合計 11,311 12,099 固定資産 理物 14,813 15,029 減価償却累計額 8,353 8,332 減損損失累計額 2,477 2,605 建物(純額) 3,981 4,091 車両運搬具 18 18 減価償却累計額 17 17 車両運搬具(純額) 1 1 工具、器具及び備品 4,015 4,101 減価償却累計額 3,268 3,210 減損損失累計額 368 394 工具、器具及び備品(純額) 378 496 土地 521 521 信託建物(純額) 3,667 3,667 減価償却累計額 583 643 信託建物(純額) 3,083 3,024 信託土地 1,948 1,948 リース資産 240 240 減価償却累計額 60 60 リース資産(純額) 57 49 建設仮勘定 123 32			
その他7769流動資産合計11,31112,099固定資産日本の (知知)		593	
流動資産合計 11,311 12,099 固定資産 建物 14,813 15,029 減価償却累計額 8,353 8,332 減損失累計額 2,477 2,605 建物 (純額) 3,981 4,091 車両連搬具 18 18 減価償却累計額 17 17 車両連搬具(純額) 1 1 工具、器具及び備品 4,015 4,101 減価償却累計額 3,268 3,210 工具、器具及び備品(純額) 378 496 土地 521 521 信託建物 3,667 3,667 減価償却累計額 583 643 信託土地 1,948 1,948 リース資産 240 240 減価償却累計額 122 130 減損損失累計額 60 60 リース資産(純額) 57 49 建設仮勘定 123 32		762	
固定資産 連物			69
有形固定資産 建物 14,813 15,029 減価償却累計額 8,353 8,332 減損損失累計額 2,477 2,605 建物(純額) 3,981 4,091 車両運搬員 18 18 減価償却累計額 17 17 車両運搬員(純額) 1 1 工具、器具及び備品 4,015 4,101 減価償却累計額 3,268 3,210 減損損失累計額 368 394 工具、器具及び備品(純額) 378 496 土地 521 521 信託建物(純額) 3,667 3,667 減価償却累計額 583 643 信託土地 1,948 1,948 リース資産 240 240 減価償却累計額 122 130 減損損失累計額 60 60 リース資産(純額) 57 49 建設仮勘定 123 32		11,311	12,099
建物14,81315,029減価償却累計額8,3538,332減損損失累計額2,4772,605建物(純額)3,9814,091車両連搬具1818減価償却累計額1717車両連搬具(純額)11工具、器具及び備品4,0154,101減価償却累計額3,2683,210減損損失累計額368394工具、器具及び備品(純額)378496土地521521信託建物(純額)3,6673,667減価償却累計額583643信託土地1,9481,948リース資産240240減価償却累計額122130減損損失累計額6060リース資産(純額)5749建設仮勘定12332			
減価償却累計額8,3538,332減損損失累計額2,4772,605建物(純額)3,9814,091車両運搬具1818減価償却累計額1717車両運搬具(純額)11工具、器具及び備品4,0154,101減価償却累計額3,2683,210減損損失累計額368394工具、器具及び備品(純額)378496土地521521信託建物3,6673,667減価償却累計額583643信託建物(純額)3,0833,024信託土地1,9481,948リース資産240240減価償却累計額122130減損損失累計額6060リース資産(純額)5749建設仮勘定12332			
減損損失累計額2,4772,605建物(純額)3,9814,091車両運搬具1818減価償却累計額1717車両運搬具(純額)11工具、器具及び備品4,0154,101減価償却累計額3,2683,210減損損失累計額368394工具、器具及び備品(純額)378496土地521521信託建物3,6673,667減価償却累計額583643信託土地1,9481,948リース資産240240減価償却累計額122130減損損失累計額6060リース資産(純額)5749建設仮勘定12332		14,813	15,029
建物 (純額)3,9814,091車両運搬具1818減価償却累計額1717車両運搬具 (純額)11工具、器具及び備品4,0154,101減価償却累計額3,2683,210減損損失累計額368394工具、器具及び備品 (純額)378496土地521521信託建物3,6673,667減価償却累計額583643信託土地1,9481,948リース資産240240減価償却累計額122130減損損失累計額6060リース資産(純額)5749建設仮勘定12332			
車両運搬具1818減価償却累計額1717車両運搬具(純額)11工具、器具及び備品4,0154,101減価償却累計額3,2683,210減損損失累計額368394工具、器具及び備品(純額)378496土地521521信託建物3,6673,667減価償却累計額583643信託土地1,9481,948リース資産240240減価償却累計額122130減損損失累計額6060リース資産(純額)5749建設仮勘定12332		2,477	2,605
減価償却累計額1717車両運搬具(純額)11工具、器具及び備品4,0154,101減価償却累計額3,2683,210減損損失累計額368394工具、器具及び備品(純額)378496土地521521信託建物3,6673,667減価償却累計額583643信託土地1,9481,948リース資産240240減価償却累計額122130減損損失累計額6060リース資産(純額)5749建設仮勘定12332		3,981	
車両運搬具(純額)11工具、器具及び備品4,0154,101減価償却累計額3,2683,210減損損失累計額368394工具、器具及び備品(純額)378496土地521521信託建物3,6673,667減価償却累計額583643信託建物(純額)3,0833,024信託土地1,9481,948リース資産240240減価償却累計額122130減損損失累計額6060リース資産(純額)5749建設仮勘定12332		18	
工具、器具及が備品4,0154,101減価償却累計額3,2683,210減損損失累計額368394工具、器具及が備品(純額)378496土地521521信託建物3,6673,667減価償却累計額583643信託土地1,9481,948リース資産240240減価償却累計額122130減損損失累計額6060リース資産(純額)5749建設仮勘定12332		17	17
減価償却累計額3,2683,210減損損失累計額368394工具、器具及び備品(純額)378496土地521521信託建物3,6673,667減価償却累計額583643信託建物(純額)3,0833,024信託土地1,9481,948リース資産240240減価償却累計額122130減損損失累計額6060リース資産(純額)5749建設仮勘定12332		1	1_
減損損失累計額368394工具、器具及び備品(純額)378496土地521521信託建物3,6673,667減価償却累計額583643信託建物(純額)3,0833,024信託土地1,9481,948リース資産240240減価償却累計額122130減損損失累計額6060リース資産(純額)5749建設仮勘定12332		4,015	4,101
工具、器具及び備品(純額)378496土地521521信託建物3,6673,667減価償却累計額583643信託建物(純額)3,0833,024信託土地1,9481,948リース資産240240減価償却累計額122130減損損失累計額6060リース資産(純額)5749建設仮勘定12332		3,268	
土地521521信託建物3,6673,667減価償却累計額583643信託建物(純額)3,0833,024信託土地1,9481,948リース資産240240減価償却累計額122130減損損失累計額6060リース資産(純額)5749建設仮勘定12332			
信託建物3,6673,667減価償却累計額583643信託建物(純額)3,0833,024信託土地1,9481,948リース資産240240減価償却累計額122130減損損失累計額6060リース資産(純額)5749建設仮勘定12332			
減価償却累計額583643信託建物(純額)3,0833,024信託土地1,9481,948リース資産240240減価償却累計額122130減損損失累計額6060リース資産(純額)5749建設仮勘定12332			
信託建物 (純額)3,0833,024信託土地1,9481,948リース資産240240減価償却累計額122130減損損失累計額6060リース資産 (純額)5749建設仮勘定12332			
信託土地1,9481,948リース資産240240減価償却累計額122130減損損失累計額6060リース資産(純額)5749建設仮勘定12332			
リース資産240240減価償却累計額122130減損損失累計額6060リース資産(純額)5749建設仮勘定12332			
減価償却累計額122130減損損失累計額6060リース資産(純額)5749建設仮勘定12332			
減損損失累計額6060リース資産 (純額)5749建設仮勘定12332			
リース資産 (純額)5749建設仮勘定12332			130
建設仮勘定 123 32			
	·		
有形固定資産合計			
	有形固定資産合計	10,096	10,163

		(単位:百万円)_
	前連結会計年度 (2025年 2 月28日)	当中間連結会計期間 (2025年 8 月31日)
無形固定資産		
のれん	2,401	2,310
商標権	0	0
ソフトウエア	31	26
その他	6	6
無形固定資産合計	2,439	2,344
投資その他の資産		
投資有価証券	1,424	1,474
長期前払費用	99	100
差入保証金	4,155	4,148
繰延税金資産	1,686	1,745
その他	95	103
投資その他の資産合計	7,460	7,571
固定資産合計	19,996	20,079
資産合計	31,307	32,178

		(単位:百万円)
	前連結会計年度 (2025年 2 月28日)	当中間連結会計期間 (2025年8月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	727	893
1年内返済予定の長期借入金	3,088	13,344
未払金	643	784
未払費用	1,193	1,374
未払法人税等	50	712
株主優待引当金	88	23
資産除去債務	81	40
その他	627	579
流動負債合計	6,500	17,752
固定負債		
社債	100	100
長期借入金	13,346	1,860
リース債務	49	42
資産除去債務	1,727	1,726
長期前受収益	22	21
株式報酬引当金	7	17
繰延税金負債	767	758
その他	41	73
固定負債合計	16,062	4,600
負債合計	22,562	22,353
純資産の部		
株主資本		
資本金	40	40
資本剰余金	4,686	4,686
利益剰余金	3,280	4,324
自己株式	72	72
株主資本合計	7,935	8,979
その他の包括利益累計額		•
その他有価証券評価差額金	156	189
その他の包括利益累計額合計	156	189
新株予約権	1	-
非支配株主持分	651	656
純資産合計	8,744	9,825
負債純資産合計	31,307	32,178

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

	前中間連結会計期間 (自 2024年3月1日	(単位:百万円) 当中間連結会計期間 (自 2025年3月1日
	至 2024年 8 月31日)	至 2025年8月31日)
	19,202	20,000
売上原価	4,148	4,303
売上総利益	15,053	15,697
販売費及び一般管理費	13,266	13,835
営業利益	1,787	1,861
営業外収益		
受取利息	1	7
受取配当金	0	17
受取協賛金	33	29
受取地代家賃	36	36
支援金	60	0
その他	36	44
営業外収益合計	169	135
営業外費用		
支払利息	75	125
賃貸費用	32	32
支払手数料	10	1
持分法による投資損失	31	34
その他	4	4
営業外費用合計	154	198
経常利益	1,802	1,798
特別利益		
固定資産売却益	0	-
貸倒引当金戻入額	31	-
新株予約権戻入益	<u> </u>	1
特別利益合計	32	1
特別損失		
固定資産除却損	0	0
減損損失	-	39
解約違約金	7	-
特別損失合計	7	39
税金等調整前中間純利益	1,826	1,759
法人税等	621	631
中間純利益	1,205	1,128
非支配株主に帰属する中間純利益	1	4
親会社株主に帰属する中間純利益	1,204	1,123

【中間連結包括利益計算書】

		(単位:百万円)
	前中間連結会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
中間純利益	1,205	1,128
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	45	32
その他の包括利益合計	45	32
中間包括利益	1,250	1,161
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	1,249	1,156
非支配株主に係る中間包括利益	1	4

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		(単位:百万円)
	前中間連結会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
税金等調整前中間純利益	1,826	1,759
減価償却費	331	431
減損損失	-	39
のれん償却額	90	90
株式報酬費用	5	14
貸倒引当金の増減額(は減少)	31	-
株主優待引当金の増減額(は減少)	12	64
有形固定資産売却損益(は益)	0	-
有形固定資産除却損	0	0
持分法による投資損益(は益)	31	34
受取利息及び受取配当金	2	24
支払利息	75	125
支払手数料	-	1
賃貸借契約解約損	7	-
支援金	60	0
新株予約権戻入益	-	1
売上債権の増減額(は増加)	179	313
未収入金の増減額(は増加)	210	33
前受収益の増減額(は減少)	30	2
前払費用の増減額(は増加)	4	36
棚卸資産の増減額(は増加)	112	245
仕入債務の増減額(は減少)	84	165
未払金の増減額(は減少)	160	158
未払費用の増減額(は減少)	143	181
未払又は未収消費税等の増減額	240	30
その他	110	0
小計	1,771	2,327
利息及び配当金の受取額	2	24
利息の支払額	75	125
支援金の受取額	60	0
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	62	28
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,821	2,199
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の純増減額(は増加)	-	10
有形固定資産の取得による支出	717	552
無形固定資産の取得による支出	4	-
有形固定資産の売却による収入	2	-
差入保証金の差入による支出	73	41
差入保証金の回収による収入	173	70
長期前払費用の増加による支出	40	18
資産除去債務の履行による支出	84	37
預り保証金の受入による収入	-	33
その他	4	7
投資活動によるキャッシュ・フロー	748	544

		(単位:百万円 <u>)</u> _
	前中間連結会計期間	 当中間連結会計期間
	(自 2024年3月1日	(自 2025年3月1日
	`至 2024年8月31日)	至 2025年8月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	1,407	-
長期借入金の返済による支出	824	1,229
リース債務の返済による支出	17	10
配当金の支払額	200	80
その他	0	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,450	1,319
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,378	334
現金及び現金同等物の期首残高	10,600	7,679
現金及び現金同等物の中間期末残高	9,222	8,013

【注記事項】

(会計方針の変更等)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日)及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)を当中間連結会計期間の期首から適用しております。これによる中間連結財務諸表への影響はありません。

(第一種中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

当社及び連結子会社の税金費用については、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用しております。

(中間連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年 3 月 1 日	当中間連結会計期間 (自 2025年3月1日
	至 2024年8月31日)	至 2025年8月31日)
給与手当	5,140百万円	5,437百万円
賃借料	3,127	3,126

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
現金及び預金	8,809百万円	7,548百万円
信託預金	141	101
預入期間 3 カ月超の定期預金	83	66
預け金	355	429
現金及び現金同等物	9,222	8,013

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間(自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)

1.配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当金額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年 4 月12日 取締役会	A 種優先株式	200	4,000.00	2024年 2 月29日	2024年 5 月30日	利益剰余金

2.基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)

1.配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当金額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年 4 月14日 取締役会	A 種優先株式	80	4,000.00	2025年 2 月28日	2025年 5 月30日	利益剰余金

2.基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)

1.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			≐国 枣女 安石	中間連結
	飲食・ アミューズメント 事業	ホテル・不動産 事業	合計	調整額 (注)1	損益計算書 計上額 (注)2
売上高					
飲食・アミューズメン ト売上	17,542	-	17,542	-	17,542
コンテンツ売上	544	-	544	-	544
ホテル・不動産売上	-	962	962	-	962
顧客との契約から生じ る収益	18,087	962	19,049	-	19,049
その他の収益	-	153	153	-	153
外部顧客への売上高	18,087	1,115	19,202	-	19,202
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	18,087	1,115	19,202	-	19,202
セグメント利益	2,436	89	2,525	738	1,787

⁽注) 1.セグメント利益の調整額 738百万円は、主に各報告セグメントに配分していない間接部門費用であります。

^{2.} セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

^{2.}報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報 該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)

1.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

(12.47313)					
	報告セグメント			調整額	中間連結 損益計算書
	飲食・ アミューズメント 事業	ホテル・不動産 事業	合計	(注) 1	計上額 (注) 2
売上高					
飲食・アミューズメン ト売上	18,315	-	18,315	-	18,315
コンテンツ売上	565	-	565	-	565
ホテル・不動産売上	-	970	970	-	970
顧客との契約から生じ る収益	18,880	970	19,850	-	19,850
その他の収益	-	150	150	-	150
外部顧客への売上高	18,880	1,120	20,000	-	20,000
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	18,880	1,120	20,000	-	20,000
セグメント利益	2,468	204	2,673	811	1,861

- (注) 1 . セグメント利益の調整額 811百万円は、主に各報告セグメントに配分していない間接部門費用であります。
 - 2. セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。
- 2.報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(単位:百万円)

				(1 1 4 · 11/3/3/
	飲食・ アミューズメント事業	ホテル・不動産 事業	全社・消去	合計
減損損失	39	-	-	39

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
1 株当たり中間純利益		60円93銭	59円81銭
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	(百万円)	1,204	1,123
普通株主に帰属しない金額	(百万円)	100	40
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益	(百万円)	1,103	1,083
普通株式の期中平均株式数	(株)	18,107,067	18,116,186
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中			
間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年		-	-
度末から重要な変動があったものの概要			

⁽注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、前中間連結会計期間は希薄化効果を有している潜在株式が存在 しないため、また、当中間連結会計期間は潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(優先株式の取得及び消却)

当社は、2025年8月19日開催の取締役会において、当社が発行するA種優先株式の全部につき、当社定款第11条の6の規定に基づく取得、当該取得を条件として会社法第178条の規定に基づく消却を行うことを決議し、2025年9月3日付で取得及び消却を実施しております。

(1) 取得の内容

取得する株式の種類	A 種優先株式
取得する株式の総数	20,000株
株式の取得価額	1 株につき102,140円21銭
株式の取得価額の総額	2,042,804,200円
取得日	2025年9月3日
取得する相手方	DBJ飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合

(2) 消却の内容

消却する株式の種類	A種優先株式
消却する株式の総数	20,000株
消却日	2025年9月3日

(多額な資金の借入及び借入金の返済)

1. 当社は、2025年9月3日付でPCGVI-1株式会社と極度貸付契約を締結し、同日、下記金額の借入を実行いたしました。

借入先	P C G V I - 1 株式会社
借入金額	2,042百万円
金利	固定金利
借入実行日	2025年9月3日
返済期間	9年
担保	無担保・無保証
資金使途	A 種優先株式の買取り

2. 当社は、PCGVI-1株式会社との2025年9月3日付極度貸付契約に基づき、下記金額の借入を実行いたしました。

借入先	P C G V I - 1 株式会社
借入金額	7,756百万円
金利	固定金利
借入実行日	2025年 9 月29日
返済期間	9年
担保	無担保・無保証
資金使途	当社及び一部子会社における借入金の返済

3. 当社は、2025年9月30日付で下記の当社シンジケート・ローンにつきまして期限前返済を行いました。

	トランシェA	トランシェB	トランシェC	
契約形態	シン	シンジケーション式タームローン		
借入返済額	6,685百万円	3,224百万円	1,368百万円	
契約締結日	2025年 2 月25日			
返済期日	2032年 2 月27日	2029年12月28日	2028年 2 月29日	
アレンジャー兼エージェント	株式会社三井住友銀行			
参加金融機関(注)	株式会社横浜銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社りそな銀行、 三井住友信託銀行株式会社、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社広島銀行、 株式会社高知銀行			

(注)各トランシェで参加金融機関は異なります。

(株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更)

当社は、2025年9月26日開催の取締役会(以下「本取締役会」といいます。)において、2025年10月29日開催予定の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を招集し、本臨時株主総会に株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしました。その主な内容は次のとおりであります。

1.株式併合について

(1) 株式併合の目的および理由

当社が、2025年7月14日付で公表いたしました「PCGVI-1株式会社による当社株式に対する公開買付 けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(当社が、2025年8月8日付で公表いたしました 「(訂正)「PCGVI-1株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推 奨のお知らせ」の一部訂正について」で訂正された事項を含みます。以下「本意見表明プレスリリース」と いいます。)においてお知らせいたしましたとおり、PCGVI-1株式会社(以下「公開買付者」といいま す。)は、東京証券取引所プライム市場に上場している当社株式の全て(但し、譲渡制限付株式報酬として 当社の取締役に付与された当社の譲渡制限付株式(以下「本譲渡制限付株式」といいます。)、当社が所有 する自己株式及び不応募合意株式(当社の代表取締役社長かつ筆頭株主である松村厚久氏(以下「松村氏」 といいます。)が議決権の全てを所有し当社の第二位株主である株式会社松村屋(以下「松村屋」といいま す。)が所有する当社株式の全てのことをいいます。)を除きます。)を取得することにより、当社株式を 非公開化することを前提として行われる一連の取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、2025年 7月15日から2025年8月27日までの30営業日を公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」 といいます。)とする当社株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を実施いたしま した。その後、当社が2025年8月28日に公表いたしました、「PCGVI-1株式会社による当社株式に対す る公開買付けの結果並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」(以下「本公開買 付結果プレスリリース」といいます。) においてお知らせいたしましたとおり、公開買付者は、本公開買付 けの結果、本公開買付けの決済の開始日である2025年9月3日付で、当社株式14,320,420株(所有割合(注 1):79.05%)を所有するに至りました。

その後、上記のとおり、本公開買付けが成立いたしましたが、公開買付者は、当社株式の全て(但し、本譲渡制限付株式、当社が所有する自己株式及び不応募合意株式を除きます。)を取得できなかったことから、本意見表明プレスリリースにおいてお知らせしていたとおり、当社は、公開買付者からの要請を受け、本取締役会において、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、当社の株主を公開買付者及び松村屋のみとするために、当社株式1,488,000株を1株に併合する株式併合(以下「本株式併合」といいます。)を本臨時株主総会に付議することを決定いたしました。なお、本株式併合により、公開買付者及び松村屋以外の株主の皆様の所有する株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

(注1)「所有割合」とは、当社が2025年7月14日に公表した「2026年2月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「当社決算短信」といいます。)に記載された2025 年5月31日現在の当社の発行済株式数(18,455,019株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(338,833株)を控除した株式数(18,116,186株)に占める割合をいいます。小数点以下第三位を四捨五入しております。以下所有割合の記載について同じです。

(2) 株式併合の要旨

株式併合の日程

本臨時株主総会基準日公告日	2025年 8 月26日
本臨時株主総会基準日	2025年 9 月10日
取締役会決議日	2025年 9 月26日
本臨時株主総会開催日	2025年10月29日 (予定)
整理銘柄指定日	2025年10月29日 (予定)
当社株式の売買最終日	2025年11月20日 (予定)
当社株式の上場廃止日	2025年11月21日 (予定)
株式併合の効力発生日	2025年11月26日 (予定)

株式併合の内容

1)併合する株式の種類 普通株式

2)併合比率

当社株式について、1,488,000株を1株

3)減少する発行済株式総数

18,105,378株

4)効力発生前における発行済株式総数

18,105,390株

(注)当社は、本取締役会において、2025年11月25日付で当社が所有する自己株式の全部(338,833株)及び2025年11月25日をもって当社が無償取得する予定の譲渡制限付株式報酬として当社の取締役に付与された当社の譲渡制限付株式の全部(10,796株)を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。

5)効力発生後における発行済株式総数

12株

6)効力発生日における発行可能株式総数

48株

7) 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法および当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

上記「(1)株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、本株式併合により、公開買付者及び松村屋以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第235条その他の関係法令の定める手続に従い、その合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付します。

当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を公開買付者及び松村屋のみとし、当社株式を非公開化することを目的とする本取引の一環として行われるものであること、当社株式が2025年11月21日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられること等に鑑み、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当該端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、本株式併合の効力発生日の前日である2025年11月25日の当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に、本公開買付価格と同額である1,700円を乗じた金額に相当する金銭を、株主の皆様に交付できるような価格に設定する予定です。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

1株当たり情報に及ぼす影響

本株式併合が前連結会計年度の期首に実施されたと仮定した場合の前中間連結会計期間および当中間連結会計期間における1株当たり情報は以下のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自 2024年3月1日 至2024年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年3月1日 至2025年8月31日)
1 株当たり中間純利益	91,936,359円04銭	90,297,727円72銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	- 円	- 円

上場廃止の予定

上記「(1) 株式併合の目的および理由」に記載のとおり、当社は、当社の株主を公開買付者及び松村屋のみとするため、本臨時株主総会において株主の皆様からご承認いただくことを条件として、本株式併合を実施し、その結果、当社株式は東京証券取引所における上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。日程といたしましては、2025年10月29日から2025年11月20日までの間、整理銘柄に指定された後、2025年11月21日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできません。

2. 単元株式数の定めの廃止について

(1) 廃止の理由

本株式併合の効力が発生した場合、当社の発行済株式総数は12株となり、単元株式数を定める必要がなくなることによるものです。

(2) 廃止の予定日

2025年11月26日(水)

(3) 廃止の条件

本臨時株主総会において、本株式併合に係る議案及び単元株式数の定めの廃止に係る定款一部変更に係る 議案(詳細は下記「3.定款一部変更について」をご参照ください。)が原案どおり承認可決され、本株式 併合の効力が発生することを条件といたします。

3. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の目的

本株式併合に係る議案が原案どおりに承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第 182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は48株に減少することとなります。かかる点を明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条(発行可能株式総数)を変更 するものであります。

本株式併合に係る議案が原案どおりに承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式数は11株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条(単元株式数)及び第8条(単元未満株主の売渡請求)の全文を削除するとともに、これらの変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、1株以上の当社株式を有する者は公開買付者及び松村屋のみとなり、また、当社株式は上場廃止となるため、定時株主総会の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第11条(基準日)及び第14条(電子提供措置等)の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

当社は、2025年8月19日開催の取締役会においてA種優先株式の全部取得が承認可決されたことにより、2025年9月3日付でA種優先株式の全部を取得及び消却しております。これに伴い、A種優先株式及び種類株主総会に関する規定を削除するものであります。また、当該規程の削除に伴い、条数の繰り上げを行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示します。)

			(11111111111111111111111111111111111111	
現行定款			变更案	
(発行可能株式総数)		(発行	可能株式総数)	
第6条	当会社の発行可能株式総数は、31,335,000株	第6条	当会社の発行可能株式総数は、 <u>48</u> 株とする。	
	とし、普通株式の発行可能種類株式総数は、			
	31,285,000株、A種優先株式の発行可能種類			
	株式総数は50,000株とする。			
(単元株式数)		(削除)	
第7条	当会社の単元株式数は、普通株式につき100			
	株、A種優先株式につき1株とする。			
(単元を	k満株式についての権利 <u>)</u>	(削除)	
第8条	当会社の株主は、その有する単元未満株式に			
	ついて、次に掲げる権利以外の権利を行使す			
	る事ができない。			
	1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利			
	2. 会社法第166条第1項の規定による請求			
	<u>をする権利</u>			
	3. 株主の有する株式数に応じて募集株式			
	の割当て及び募集新株予約権の割当てを受			
	<u>ける権利</u>			
第 <u>9</u> 条~第 <u>10</u> 条(条文省略)		第 <u>7</u> 条	~第 <u>8</u> 条(現行どおり)	
(基準日)		(削除)	
第11条	当会社は、毎事業年度の末日の最終の株主名			
	簿に記載または記載された議決権を有する株			
	主をもって、その事業年度に関する定時株主			
	<u>総会において権利を行使することができる株</u>			
	<u>主とする。</u>			
	2 前項のほか必要があるときは、取締役会の			
	<u>決議によりあらかじめ公告して、臨時に基</u>			
	準日を定めることができる。			

第2章の2 A種優先株式

(A 種優先配当金) 第11条の2 当会社は、第43条の規定に従い、剰余金 の期末配当を行うときは、当該期末配当の 基準日の最終の株主名簿に記載又は記録さ れたA種優先株式を有する株主(以下「A 種優先株主」という。)又はA種優先株式 の登録株式質権者(以下「A種優先登録株 式質権者」といい、A種優先株主と併せて 「A種優先株主等」という。)に対し、同 日の最終の株主名簿に記載又は記録された 普通株式を有する株主(以下「普通株主」 という。) 又は普通株式の登録株式質権者 (以下「普通登録株式質権者」といい、普 通株主と併せて「普通株主等」という。) に先立ち、A種優先配当金として、A種優 先株式1株につき、A種優先株式の払込金 額及び前事業年度に係る期末配当後の未払 A種優先配当金(次項において定義され る。)(もしあれば)の合計額に年率 4.0%を乗じて算出した金額について、当 該剰余金の配当の基準日の属する事業年度 の初日 (ただし、当該剰余金の配当の基準 日が払込期日と同一の事業年度に属する場 合は、払込期日とする。) (同日を含 む。)から当該剰余金の配当の基準日(同 日を含む。)までの期間の実日数につき、 1年を365日として日割計算により算出さ れる金額(以下「A種優先配当金額」とい う。)を支払う(ただし、除算は最後に行 い、円単位未満小数第3位まで計算し、そ の小数第3位を四捨五入する。)。ただ し、当該期末配当の基準日の属する事業年 度において、第12条の3に定めるA種期中 優先配当金を支払ったときは、その合計額 <u>を控除した額を支払うものとする。また、</u> 当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金 の配当が行われる日までの間に、当会社が A 種優先株式を取得した場合、当該 A 種優 先株式につき当該基準日に係る剰余金の配 当を行うことを要しない。なお、A種優先 配当金に、A種優先株主が権利を有するA

> 種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の 端数が生じるときは、当該端数は切り捨て

(削除) (削除)

- 2 ある事業年度において、A種優先株主等 に対して支払う1株当たりの剰余金の額 が、当該事業年度に係るA種優先配当金 額に達しないときは、その不足額(以下 「未払 A 種優先配当金」という。) は翌 事業年度以降に累積する。
- 3 当会社は、A種優先株主等に対して、A 種優先配当金額を超えて剰余金の配当は 行わない。

(A 種期中優先配当金)

|第11条の3 当会社は、第44条又は第45条の規定に従 い、事業年度末日以外の日を基準日(以下 「期中配当基準日」という。)とする剰余 金の配当(以下「期中配当」という。)を するときは、期中配当基準日の最終の株主 名簿に記載又は記録されたA種優先株主等 に対して、普通株主等に先立ち、A種優先 株式1株につき、A種優先株式の払込金額 及び前事業年度に係る期末配当後の未払A 種優先配当金(もしあれば)の合計額に年 率4.0%を乗じて算出した金額について、 当該期中配当基準日の属する事業年度の初 日(ただし、当該期中配当基準日が払込期 日と同一の事業年度に属する場合は、払込 期日)(同日を含む。)から当該期中配当 基準日(同日を含む。)までの期間の実日 数につき、365日で除した額(ただし、除 算は最後に行い、円単位未満小数第3位ま で計算し、その小数第3位を四捨五入す る。)の金銭による剰余金の配当(以下 「A種期中優先配当金」という。)を支払 う。ただし、当該期中配当基準日の属する 事業年度において、当該期中配当までの間 に、本条に定めるA種期中優先配当金を支 払ったときは、その合計額を控除した額と する。また、当該期中配当基準日から当該 期中配当が行われる日までの間に、当会社 がA種優先株式を取得した場合、当該A種 優先株式につき当該期中配当基準日に係る 期中配当を行うことを要しない。なお、A 種期中優先配当金に、A種優先株主が権利 を有するA種優先株式の数を乗じた金額に 1円未満の端数が生じるときは、当該端数 は切り捨てる。

(削除)

(残余財産の分配)

第11条の4 当会社は、残余財産を分配するときは、

A種優先株主等に対して、 普通株主等に先 立って、A種優先株式1株当たり、次条第 2項に定める基本償還価額相当額から、控 除価額相当額を控除した金額(ただし、基 本償還価額相当額及び控除価額相当額は、 基本償還価額算式及び控除価額算式におけ る「償還請求日」を「残余財産分配日」 (残余財産の分配が行われる日をいう。以 下同じ。)と、「償還請求前支払済優先配 当金」を「解散前支払済優先配当金」(残 余財産分配日までの間に支払われたA種優 先配当金 (残余財産分配日までの間に支払 われたA種期中優先配当金を含む。)の支 払金額をいう。)と読み替えて算出され る。)を支払う。なお、解散前支払済優先 配当金が複数回にわたって支払われた場合 には、解散前支払済優先配当金のそれぞれ につき控除価額相当額を計算し、その合計 額を基本償還価額相当額から控除する。ま た、基本償還価額相当額から控除価額相当 額を控除した価額に、A種優先株主が権利 を有するA種優先株式の数を乗じた金額に 1円未満の端数が生じるときは、当該端数 は切り捨てる。

2 A種優先株主等に対しては、前項のほか 残余財産の分配は行わない。

(金銭を対価とする償還請求権)

第11条の5 A種優先株主は、いつでも、当会社に対

し、分配可能額を取得の上限として、A種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに 金銭を交付することを請求すること(以下「償還請求」という。)ができる。当会社は、かかる請求(以下、償還請求がなされた日を「償還請求日」という。)がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったA種優先株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会の決定に基づき定める合理的な方法により取得株式数を決定する。 (削除)

(削除)

2 A種優先株式1株当たりの取得価額は、基本償還価額から、控除価額を控除して算定するものとし、これらの価額は、以下の算式によって算定される。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五人する。なお、以下の算式に定める償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本償還価額から控除する。また、取得価額に、A種優先株主が償還請求を行ったA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(基本償還価額算式)

基本償還価額 =

100,000円×(1+0.04)m+n/365 払込期日(同日を含む。)から償還請 求日(同日を含む。)までの期間に属 する日数を「m年とn日」とし、「m+ n/365」は「(1+0.04)」の指数を表 す。

(控除価額算式)

控除価額 =

償還請求前支払済優先配当金 x (1 + 0.04)x+y/365

「償還請求前支払済優先配当金」とは、払込期日以降に支払われたA種優先配当金(償還請求日までの間に支払われたA種期中優先配当金を含む。)の支払金額とする。

償還請求前支払済優先配当金の支払日 (同日を含む。)から償還請求日(同 日を含む。)までの期間に属する日の 日数を「x年とy日」とし、「x+ y/365」は「(1+0.04)」の指数を表 す。

3 本条第1項に基づく償還請求の効力は、 A種優先株式に係る償還請求書が当会社 本店に到着したときに発生する。

(金銭を対価とする取得条項)		(削除)
第11条の 6	当会社は、いつでも、当会社の取締役会	
	決議に基づき別に定める日(以下、本条	
	において「強制償還日」という。)の到	
	来をもって、A種優先株式の全部又は一	
	部を、分配可能額を取得の上限として、	
	金銭と引換えに取得することができる。	
	A 種優先株式の一部を取得するときは、	
	比例按分、抽選その他取締役会決議に基	
	づき定める合理的な方法による。 A 種優	
	先株式1株当たりの取得価額は、前条第2	
	項に定める基本償還価額相当額から、控	
	除価額相当額を控除した金額(ただし、	
	基本償還価額相当額及び控除価額相当額	
	は、基本償還価額算式及び控除価額算式	
	における「償還請求日」を「強制償還	
	日」と、「償還請求前支払済優先配当	
	金」を「強制償還前支払済優先配当金」	
	(強制償還日までの間に支払われたA種	
	優先配当金(強制償還日までの間に支払	
	われた A 種期中優先配当金を含む。)の	
	支払金額をいう。)と読み替えて算出さ	
	<u>れる。) とする。</u>	
	なお、強制償還前支払済優先配当金が複	
	数回にわたって支払われた場合には、強	
	制償還前支払済優先配当金のそれぞれに	
	つき控除価額相当額を計算し、その合計	
	額を基本償還価額相当額から控除する。	
	また、取得価額に、当会社が強制償還を	
	行うA種優先株式の数を乗じた金額に1	
	円未満の端数が生じるときは、当該端数	
	は切り捨てる。	
(議決権)		(削除)
第11条の7	A 種優先株主は、法令に別段の定めがあ	
	る場合を除き、株主総会において議決権	
	を有しない。_	

(株式の併合又は分割等)	(削除)
第11条の8 法令に別段の定めがある場合を除き、A	
種優先株式について株式の併合又は分割	
は行わない。 A 種優先株主には、募集株	
式又は募集新株予約権の割当てを受ける	
権利を与えず、株式又は新株予約権の無	
<u>償割当てを行わない。</u>	
(種類株主総会への準用)	(削除)
第11条の9 第3章の規定(株主総会に係る規定)	
は、種類株主総会について準用する。	
第 <u>12</u> 条~第 <u>13</u> 条(条文省略)	第 <u>9</u> 条~第 <u>10</u> 条(現行どおり)
(電子提供措置等)	(削除)
第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会	
参考書類等の内容である情報について、電子	
提供措置をとるものとする。	
2 当会社は、電子提供措置をとる事項のう	
ち法務省令で定めるものの全部または一部に	
ついて、議決権の基準日までに書面交付請求	
した株主に対して交付する書面に記載しない	
ことができる。_	
第 <u>15</u> 条~第 <u>40</u> 条(条文省略)	第 <u>11</u> 条~第 <u>36</u> 条(現行どおり)

(3) 定款変更の日程

2025年11月26日(水)(予定)

(4) 定款変更の条件

本臨時株主総会において、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じることを条件といたします。

(自己株式の消却)

当社は、2025年9月26日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として当社の取締役に付与された当社の譲渡制限付株式(以下「本譲渡制限付株式」といいます。)の全部(10,796株)を無償取得した上で、会社法第178条の規定に基づき、以下のとおり当社が保有する自己株式を消却することを決議いたしました。

なお、当該自己株式の消却は、2025年10月29日開催予定の臨時株主総会において、株式併合に関する議案が原 案どおり承認可決されることを条件としております。

1.消却する株式の種類

当社普通株式

2.消却する株式の数

349,629株 (消却前の発行済株式総数に対する割合1.89%)

(注)小数点以下第三位を四捨五入しております。

3.消却予定日

2025年11月25日

4. 消却後の当社の発行済株式総数

18,105,390株

EDINET提出書類 株式会社 D D グループ(E05673) 半期報告書

2 【その他】

第29期(2024年3月1日から2025年2月28日まで)期末配当について、2025年4月14日開催の取締役会において、2025年2月28日の株主名簿に記録されたA種優先株式の種類株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額 80百万円

1株当たりの金額 4,000 円00銭

支払請求権の効力発生日及び支払開始日 2025年5月30日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年10月14日

株式会社DDグループ 取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
公認会計士

業務執行社員

计 石 原 鉄 也

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 江 口 慎 太 郎

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社DDグループの2025年3月1日から2026年2月28日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2025年3月1日から2025年8月31日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社DDグループ及び連結子会社の2025年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し 適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表 示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結 財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー 手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施され る年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査 人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人 の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項 について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに 監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又 は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 . XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。